

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 山口県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度(判)第 20 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 284 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 12 月 8 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 10 月 7 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実
金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当
被審人は、山口県下関市幡生宮の下町 26 番 1 号に本店を置き、不動産売買、風力等のエネルギー供給機械器具装置の製作等を目的とし、その発行する株券が大阪証券取引所市場第二部に上場されている株式会社原弘産の役員として、同社の業務を統括していたものであるが、被審人は、平成 18 年 10 月 25 日、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の事実を知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成 19 年 2 月 1 日より前の平成 18 年 11 月 8 日から平成 19 年 1 月 30 日までの間、B 証券株式会社 C 支店を介し、大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号所在の株式会社大阪証券取引所において、D 名義で、自己の計算において、株式会社原弘産の株券合計 401 株を売付価額 9426 万 6000 円で売り付け、また、同社の株券合計 175 株を買付価額 3989 万円で買い付けたものである。

- 法令の適用
平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号、第 2 号、平成 18 年法律第 65 号による改正前の証券取引法第 166 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号イ、金融商品取引法第 176 条第 2 項

- 課徴金の計算の基礎
(1)
 - ① 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。
$$\begin{aligned} & (223,000 \text{ 円} \times 78 \text{ 株} + 224,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 株} + 235,000 \text{ 円} \times 80 \text{ 株} \\ & + 236,000 \text{ 円} \times 49 \text{ 株} + 237,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} + 239,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} \\ & + 240,000 \text{ 円} \times 29 \text{ 株} + 242,000 \text{ 円} \times 19 \text{ 株} + 243,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ & + 244,000 \text{ 円} \times 60 \text{ 株} + 245,000 \text{ 円} \times 14 \text{ 株} + 246,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株}) \\ & - (228,000 \text{ 円} \times 401 \text{ 株}) \\ & = 2,838,000 \text{ 円} \end{aligned}$$
 - ② 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該

有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(228,000 円×175 株)

$$\begin{aligned} & - (218,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} + 220,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} + 221,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} \\ & \quad + 224,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} + 227,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} + 233,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} \\ & \quad + 235,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} + 242,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 株}) \\ & = 10,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。